

令和2年度第2回大船渡市スポーツ推進審議会

日時：令和3年2月5日（金）午後1時30分

会場：大船渡市役所地階会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

第1号 大船渡市スポーツ施設整備基本計画について

4 協 議

第1号 大船渡市スポーツ推進計画の進捗状況について

(令和2年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について)

第2号 令和3年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について

第3号 令和3年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

5 そ の 他

6 閉 会

大船渡市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

氏名	団体・役職	委嘱区分
田中 正芳	一般財団法人大船渡市体育協会 副会長	学識経験者
谷山 誠志	大船渡市スポーツ少年団本部長	学識経験者
東 芳江	大船渡市スポーツ推進委員協議会 副会長	学識経験者
伊勢 良行	大船渡商工会議所議員	学識経験者
新沼 良治	大船渡市地区公民館連絡協議会 副会長	市教育機関の職員
渡邊 千鶴	スポーツ施設等利用者	学識経験者
熊谷 侑希	スポーツ施設等利用者	学識経験者
中村 和司	岩手県スポーツウェルネス吹矢 大船渡リアス支部長	公募
吉田 勝	大船渡市野球協会副会長	公募
小石 敦子	末崎小学校長	市教育機関の職員

スポーツ推進の施策の体系

【基本理念】

スポーツを通じて心身ともに健康で豊かな生活の実現

【基本方針】

生涯にわたるスポーツの推進

子どもの体力づくり

働き手世代のスポーツ機会の拡充

高齢者・障がい者スポーツの推進

競技力の向上

スポーツを通じたにぎわいあるまちづくりの推進

スポーツによる交流の促進

地域でのスポーツ活動の推進

近隣自治体等との連携

市民ニーズに応じたスポーツ環境の整備・充実

スポーツを「ささえる」人材の育・充実

スポーツ施設・設備の整備・充実

スポーツ施設等の有効活用

【基本施策】

3 報告

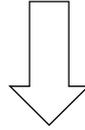
第1号 大船渡市スポーツ施設整備基本計画について

別紙のとおり

4 協議

第1号 大船渡市スポーツ推進計画の進捗状況について (令和2年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について)

基本方針 (1)生涯にわたるスポーツの推進	市民が生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しみ、健康の保持増進や体力向上、スポーツ・レクリエーション活動の促進を目的に、主体的にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを推進します。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
スポーツ教室開催事業	9～1月	陸上競技など様々な年代を対象に9種目のスポーツ教室を開催（5ページ参照）
スポーツ少年団活動支援事業	通年	スポーツ少年団の設立に関する指導や登録、運営費の助成などを実施
スポーツ少年団運動適性テスト測定会	中止	スポーツ少年団を対象とした体力測定会を実施 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止（少年団のできる種目を各自実施）
学校体育施設開放事業	通年	市内小中学校の体育館・グラウンドを市民のスポーツの場として開放（6ページ参照）
市民体力測定会	10月24日	市民を対象とした体力測定会を実施 15人（蛸ノ浦地区公民館）※新型コロナウイルス感染症感染防止のため出張実施
ファミリーウォーキング	10月18日	親子参加型のウォーキングイベントを実施 大船渡湾眺望コース（7km）で開催 117人
全国大会等出場奨励事業	通年	東北大会や全国大会に出場する本市代表選手に対し、激励金を交付 対象者5名（12月末時点）
体育功労者等顕彰事業	5月28日	競技団体等の発展に貢献した人や優秀な成績を収めた選手を表彰 受賞者4名
体育協会加盟団体活動支援事業	通年	加盟団体の活動費を助成し、日常的な活動と市民のスポーツ参加を推進
選手強化助成事業	中止	競技力向上のため、加盟団体へ県民体育大会の選手強化費を助成 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
岩手県民体育大会選手派遣支援事業	中止	県民体育大会の選手派遣費を助成し、大会参加を促進 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止



対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基 準 値	実 績	
			R05	R10	H30	R01	R02
市民	生涯にわたってスポーツに親しむ	「日頃から継続してスポーツを行っている」市民の割合 (市民意識調査)	17.0%	19.0%	15.5%	15.9%	%
		スポーツ施設等の延べ利用者総数 (6ページ参照)	260,500 人	245,000 人	276,406 人	266,428 人	171,435 人※
総括	<p>市及び関係団体等が提供するスポーツ・レクリエーション事業のほか、自発的にスポーツ・レクリエーションに取り組む様々な機会が増えてきている。</p> <p>特にも、近年の健康志向の高まりなどにより、ウォーキングやランニング、ヨガなど、一人または少人数で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむ人が増えている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ・レクリエーション活動の機会が制限された。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 市体育協会が実施する各種スポーツ教室をはじめ、市民ニーズに応えられるようなスポーツ・レクリエーション活動の実施 						

※12月末時点

令和2年度スポーツ教室の開催状況

種目	回数	期日	対象	会場	参加者数(人)					
					令和元年度			令和2年度		
					男	女	計	男	女	計
ジュニア 陸上競技	10	9/2 ~11/4	小学4年生 ~6年生	大船渡小学校 グラウンド	21	30	51	21	18	39
キッズテニス	6		小学生	市民テニスコート	8	6	14			
グラウンド・ ゴルフ	2	9/26・27	一般	盛川河川敷公園 (南側)	※荒天の ため中止			12	5	17
テニス	8	9/8 ~11/10	中学生以上	市民テニスコート	9	9	18	17	9	26
ソフトテニス	8	9/23 ~10/9	一般	市民テニスコート	6	0	6	11	3	14
剣道 (体験会)	1	12/13	小学生	市民体育館	7	6	13	23	34	57
バレーボール (体験会)	1	12/13	小学生	市民体育館						
バスケットボー ル(体験会)	1	12/13	小学生	市民体育館						
卓球 (体験会)	1	12/13	小学生	市民体育館						
スキー	4		小学生 ~一般	越路スキー場ほか	17	12	29	※中止		
筋トレ	8	1/18 ~2/9	一般	POWERHOUSE COSMO	3	7	10			
(9教室)					71	70	141	84	69	153

スポーツ施設等の利用状況

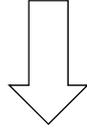
(単位：人)

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 ※12月末現在	
体育センター	574	573	519	570	226	
市民体育館	64,383	71,874	59,367	64,136	23,813	
市営球場			2,440	4,455	2,474	
市民テニスコート	44,878	32,602	32,406	29,291	29,494	
市民弓道場	1,122	987	1,088	584	98	
田中島グラウンド	7,461	2,490	1,596	548	995	
赤崎グラウンド	15,638	5,673	16,493	16,743	13,893	
三陸体育館	4,198	4,739	2,430	3,747	2,339	
三陸 B&G 海洋センター	体育館	12,871	7,178	12,871	6,562	3,501
	プール 7/18～ 8/30	1,710	1,905	1,710	1,583	1,207
三陸総合 運動公園	グラウンド	10,796	9,453	10,796	8,360	6,392
	テニスコート	5,919	5,797	5,919	4,637	3,337
山村広場			400	1,399	1,304	
盛川河川 敷公園	少年野球 場	5,773	924	5,773	678	311
	多目的広 場	17,012	14,430	17,012	14,734	11,154
堀川グラウンド	5,938	3,429	2,945	2,002	1,180	
学校開放 (15 校)	114,032	125,050	115,279	104,518	68,208	
合 計	312,305	294,567	274,650	264,547	169,926	

参考

大船渡東高校	3,086	2,198	1,756	1,881	1,509
--------	-------	-------	-------	-------	-------

基本方針 (2)スポーツを通じたにぎわいあるまちづくりの推進	スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことで生み出される達成感や感動、人々の交流やふれあいによる連帯感を、地域のコミュニティ形成とにぎわいあるまちづくりの活力とします。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
市民体育大会	9～2月	スポーツへの関心を高め、スポーツ活動を促進することを目的に市民体育大会を開催（9ページ参照）
高齢者スポーツ交流大会	中止	各地域の老人クラブ対抗による、ニュースポーツを通じた交流大会 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
スポーツ少年団交流大会	中止	綱引き、長縄跳び、ドッチビーなどを実施 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
ニュースポーツ・フェスティバル	中止	様々なニュースポーツの普及等を目的とした交流大会 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
大船渡新春四大マラソン大会	中止	県内の陸上シーズンの幕開けを告げる大会として、ロードレース・駅伝の四つの大会を同日に開催・運営 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
ポートサイドバレーボール大会	中止	バルセロナ五輪に出場を果たした本市出身の栗生澤淳一氏を顕彰し、スポーツ少年団を対象としたバレーボール大会を開催・運営 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
スポーツ推進委員設置運営事業	通年	実技指導、助言等を行うスポーツ推進委員をスポーツ大会や親子レクなどに派遣
地域公民館対抗卓球大会	2月7日	各地域公民館単位でのチーム編成によるラージボール卓球大会を開催
「復興『ありがとう』ホストタウン」交流事業	中止	Jazz コンサートを開催 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
	中止	3×3（バスケットボール）を開催 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
	延期	アメリカ陸連との2020年東京大会事後交流（陸上クリニックなど）実施 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため2020年東京大会延期
	延期	ロサンゼルス郡消防本部との交流 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため延期
スポーツ合宿支援事業	通年	北上翔南高校サッカー部へ助成 7月（2泊）27人



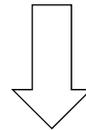
対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基 準 値	実 績	
			R05	R10	H30	R01	R02
市民等	交流人口の拡大を図る	大船渡新春四大マラソン大会の参加者数	1,700 人	1,800 人	1,656 人	※ 中止	※ 中止
		大船渡市スポーツ合宿支援補助金の対象団体数・人数	3団体 60人	5団体 100人	0団体 0人	0団体 0人	1団体 27人※
総括	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により新春四大マラソンをはじめとする多くのスポーツイベントが中止となった。 スポーツイベントや各種県大会の開催誘致に取り組み、交流人口の拡大を図る。</p> <p><課題> ・スポーツ・レクリエーションの振興による交流人口の拡大や、市内への多面的な経済的波及効果を目指した関係団体等との連携推進</p>						

※1月末時点

第 67 回（令和 2 年度）市民体育大会の開催状況

種 目	期 日	対 象	会 場	参加者数			
				令和元年度		令和 2 年度 ※12月末現在	
				チーム	人数	チーム	人数
グラウンド・ゴルフ	9/27(日)	一般	盛川河川敷公園(南側)		124		120
ゲートボール	10/15(木)	一般	野々田コート	6	30		20
柔道	2/28(日)	小学生以上	時習館		37		※ 中止
剣道	中止	小学生以上	末崎小学校体育館		22		※ 中止
軟式野球	11/1・22	一般	市営球場	15	309	7	128
ソフトテニス	10/11(日)	中学生以上	市民テニスコート		112		120
弓道	中止	高校生以上	市民弓道場		45		※ 中止
6人制バレーボール	中止	高校生以上	市民体育館	8	89		※ 中止
マラソン	11/3(祝)	小学生以上	盛川河川敷公園	5	65		62
8人制サッカー	11/22(日)	一般	赤崎グラウンド	3	46	5	65
テニス	11/15(日)	一般	市民テニスコート		30		26
バドミントン		小学生以上	市民体育館		36		
フットサル	1/23・24	一般	市民体育館		107	7	71
卓球	2/11(祝)	小学生以上	市民体育館		118		※ 中止
スキー	中止	小学生以上	越路スキー場	※雪不足のため中止			※ 中止
(14 種目)	合計			46	1,170	19	612

基本方針 (3)市民ニーズに応じた スポーツ環境の整備・充 実	指導者の養成や資質向上に取り組むことでスポーツを「ささえる」人材の育成を推進します。また、今後ますます加速する人口減少に応じて、スポーツ施設の適正配置・適正管理を図りながら、スポーツ環境の持続的な提供に努めます。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
認定指導者助成事業	中止	スポーツ少年団認定員の資格取得者の増大を図るため、認定指導者講習会の受講料を助成 対象者 14 名
スポーツ少年団指導者研修会開催事業	中止	スポーツ少年団の指導者等を対象に、体力づくりやトレーニングに関する研修会を開催 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
スポーツ推進委員研修会派遣事業	中止	県内や東北地区で開催される各種研修会にスポーツ推進委員を派遣 ※新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
スポーツ施設整備事業		市内スポーツ施設の修繕等を行い、利用者の安全性・快適性の向上を図る
	11 月	サーモグラフィーカメラ設置（市民体育館）
	10～1 月	市民テニスコート、赤崎グラウンド照明 LED 化 事業費 39,441 千円
	12～3 月	三陸総合運動公園屋外トイレ設置（トイレ水洗化、既存トイレ撤去） 事業費 41,690 千円



対象	意 図	成 果 指 標	目 標		基 準 値	実 績	
			R05	R10	H30	R01	R02
市民	安全・快適なスポーツ環境を提供する	市が主催するスポーツ指導者講習会の参加者数	35 人	40 人	30 人	31 人	※中止
		スポーツ施設利用の満足度※	21.0%	23.0%	19.0%	22.5%	%

※市民意識調査で「スポーツ・レクリエーション施設が利用しやすいか」との問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合

総括	<p>老朽化が目立つスポーツ施設について、緊急度や優先度を考慮し、整備・改修したことによりスポーツ環境の充実が図られた。</p> <p>今年度策定した「スポーツ施設整備基本計画」に基づき、長寿命化・高機能化等を計画的に実施していく。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存スポーツ施設の老朽化を踏まえた、長寿命化・機能向上等の計画的整備の推進に向けた財源の確保
----	--

第 2 号 令和 3 年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について

令和 3 年度にスポーツ団体に交付しようとする補助金について、スポーツ基本法第 35 条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を求めます。

令和 3 年 2 月 5 日

大船渡市長 戸 田 公 明

(参 考)

(地方公共団体の補助)

スポーツ基本法 抜 粋

第 34 条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会への諮問等)

第 35 条 国又は地方公共団体が第 33 条第 3 項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第 9 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

令和 3 年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金交付一覧

補助金の名称	交付先団体名等
大船渡ポートサイドバレーボール大会事業補助金	大会実行委員会
大船渡新春四大マラソン大会事業補助金	大会実行委員会
(一財) 大船渡市体育協会事業補助金	(一財) 大船渡市体育協会
高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会岩手県大会事業補助金	(一財) 大船渡市体育協会
大船渡市スポーツ合宿支援補助金	

第3号 令和3年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

基本方針 (1)生涯にわたるスポーツの推進	市民が生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しみ、健康の保持増進や体力向上、スポーツ・レクリエーション活動の促進を目的に、主体的にスポーツに取り組むことのできる環境づくりを推進します。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
スポーツ教室開催事業	未定	陸上競技など様々な年代を対象に各種スポーツ教室を開催
スポーツ少年団活動支援事業	通年	スポーツ少年団の設立に関する指導や登録、運営費の助成などを実施
スポーツ少年団運動適性テスト測定会	11月	スポーツ少年団を対象とした体力測定会を実施
学校体育施設開放事業	通年	市内小中学校の体育館・グラウンドを市民のスポーツの場として開放
市民体力測定会	9月	市民を対象とした体力測定会を実施
ファミリーウォーキング	10月	親子参加型のウォーキングイベントを実施
全国大会等出場奨励事業	通年	東北大会や全国大会に出場する本市代表選手に対し、激励金を交付
体育功労者等顕彰事業	5月	競技団体等の発展に貢献した人や優秀な成績を収めた選手を表彰
体育協会加盟団体活動支援事業	通年	加盟団体の活動費を助成し、日常的な活動と市民のスポーツ参加を推進
選手強化助成事業	6～1月	競技力向上のため、加盟団体へ県民体育大会の選手強化費を助成
岩手県民体育大会選手派遣支援事業	6～1月	県民体育大会の選手派遣費を助成し、大会参加を促進

基本方針 (2)スポーツを通じたにぎわいあるまちづくりの推進	スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことで生み出される達成感や感動、人々の交流やふれあいによる連帯感を、地域のコミュニティ形成とにぎわいあるまちづくりの活力とします。	
主な取組事項	実施時期	取組内容
市民体育大会	未定	スポーツへの関心を高め、スポーツ活動を促進することを目的に市民体育大会を開催
高齢者スポーツ交流大会	10月	各地域の老人クラブ対抗による、ニューススポーツを通じた交流大会
スポーツ少年団交流大会	11月	綱引き、長縄跳び、ドッチビーなどを実施
ニューススポーツ・フェスティバル	2月	様々なニューススポーツの普及等を目的とした交流大会
大船渡新春四大マラソン大会	1月	県内の陸上シーズンの幕開けを告げる大会として、ロードレース、駅伝の四つの大会を同日に開催
ポートサイドバレーボール大会	9月	バルセロナ五輪に出場を果たした本市出身の栗生澤淳一氏を顕彰し、スポーツ少年団を対象としたバレーボール大会を開催
スポーツ推進委員設置運営事業	通年	実技指導、助言等を行うスポーツ推進委員をスポーツ大会や親子レクなどに派遣
地域公民館対抗卓球大会	2月	各地域公民館単位でのチーム編成によるラージボール卓球大会を開催
東京2020オリンピック関連事業	6月	オリンピック聖火リレー（夢海公園⇒サン・アドレス公園）
	8月	パラリンピック聖火フェスティバル（県内集火式等）
「復興『ありがとう』ホストタウン」交流事業	6月	3×3（バスケットボール）を開催
	8月	アメリカ陸連との2020年東京大会事後交流（陸上クリニックなど）実施
	9月	ロサンゼルス郡消防本部との交流
スポーツ合宿支援事業	通年	スポーツ合宿の誘致・助成

基本方針 (3)市民ニーズに応じた スポーツ環境の整備・充 実	指導者の養成や資質向上に取り組むことでスポーツを「ささえる」人材の育成を推進します。また、今後ますます加速する人口減少に応じて、スポーツ施設の適正配置・適正管理を図りながら、スポーツ環境の持続的な提供に努めます。	
主な取組事項	実施時期	取 組 内 容
認定指導者助成事業	未定	スポーツ少年団認定員の資格取得者の増大を図るため、認定指導者講習会の受講料を助成
スポーツ少年団指導者研修会開催事業	1月	スポーツ少年団の指導者等を対象に、体力づくりやトレーニングに関する研修会を開催
スポーツ推進委員研修会派遣事業	通年	県内や東北地区で開催される各種研修会にスポーツ推進委員を派遣
スポーツ施設整備事業		市内スポーツ施設の修繕等を行い、利用者の安全性・快適性の向上を図る
	8～10月	B&G 海洋センター改修（トイレ洋式化、多目的トイレ改修、体育館照明 LED 化）
	12～2月	市営球場外周側溝改修（外野側溝 120m 再設置等）

スポーツ基本法（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

大船渡市スポーツ推進審議会条例

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、大船渡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第 6 条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、協働まちづくり部において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。